

保健事業の現状と課題について



令和2年度 健診実績（速報値）について

令和2年度実績（速報値）

※ KPIとは、Key Performance Indicatorの略で、重要業績評価指標を指す。

和歌山支部 健診実績	令和元年度結果		令和2年度（速報値）			令和3年度
	実施人数 （対象者数）	受診率 （順位）	目標受診率 （対象者数）	受診率速報値 （実施者数）	受診率順位	目標KPI ※ （実施者数）
全体	77,082人 （153,647人）	50.2% （40位）	54.5% （155,151人）	50.1% （77,734人） ↓	40位 →	58.7% （93,500人）
生活習慣病 予防健診	56,261人 （117,602人）	47.8% （42位）	51.0% （119,395人）	46.7% （55,781人） ↓	42位 →	54.0% （67,000人）
事業者健診 データ取得	12,760人 （117,602人）	10.9% （10位）	12.3% （119,395人）	12.5% （14,877人） ↑	7位 ↑	12.9% （16,000人）
特定健診 （被扶養者）	8,061人 （36,045人）	22.4% （42位）	25.6% （35,756人）	19.8% （7,076人） ↓	35位 ↑	30.1% （10,500人）

（参考）協会けんぽ健診事業 令和2年度の主な取り組みについて

1. 生活習慣病予防健診

○事業所・個人に対する受診勧奨の実施

付加健診対象者（40歳、50歳）への個人勧奨（2,342人）、小中規模事業所（3～40人）及び事業所に勤務している対象者への個人勧奨を実施（3,447事業所18,997人）。

2. 事業者健診データ取得

○外部委託事業者を活用した同意書、健診結果取得事業

外部委託事業者を活用し、前年生活習慣病予防健診受診率0～30%で一定数対象者のいる事業所への同意書取得勧奨、同意書保有事業所への健診結果取得勧奨を実施。

○チャレンジ事業所で健診受診率60%かつ同意書未提出事業所で一定数対象者のいる事業所への同意書提出勧奨実施。
（40事業所へ勧奨、同意書7件取得）

3. 特定健診（被扶養者）

○無料集団健診の拡大

ショッピングモールやイベントでの集団健診実施や、市町村のがん検診との同日実施の拡大。

主催集団健診について前年度より12回増え全28回となり、がん検診との同日実施は新たに橋本市と連携を開始し、全25市町と連携実施。

健診事業の課題と取組

【生活習慣病予防健診】

(課題1) 新宮・東牟婁地域の健診機関が少ない

(課題2) 小規模・中規模事業所の健診受診率が低い

(参考) 健診・保健指導カルテとは

「健診・保健指導カルテ」は、各指標の偏差値や健診受診率等に与える影響度を「見える化」したもので、協会けんぽ本部が作成しており、各支部は事業実施をするうえで参考指標の一つとして活用している。

都道府県	被保険者																																		
	健診受診率(%)		生活習慣病予防健診受診率(%)		事業者健診データ取得率(%)		1人当たり健診機関受入可能人数(人)		事業所規模			居住地			事業所の取組み																				
	偏差値(※1)	指標数値(※2)	偏差値	指標数値	偏差値	指標数値	偏差値	指標数値	偏差値	指標数値	影響度(※3)	偏差値	指標数値	影響度	偏差値	指標数値	影響度	偏差値	指標数値	影響度	偏差値	指標数値	影響度	偏差値	指標数値	影響度	偏差値	指標数値	影響度						
和歌山	40	47.8	41	42.7	46	4.9	48	0.87	49	61.9	-0.3	45	60.9	-0.4	49	50.8	-1.8	39	27.0	-1.8	44	48.2	-3.8	32	35.9	-1.7	56	8.6	45	56.8	-1.8	52	0.42	33	66.1
全国	50	54.8	50	48.6	50	6.3	50	0.87	50	82.9	-	50	64.2	-	50	56.0	-	50	34.5	-	50	52.5	-	50	52.0	-	50	6.2	50	60.8	-	50	0.17	50	80.9

(※1)偏差値:全国を50とした場合における、各支部の指標数値の偏差値を示す。

(※2)指標数値:各項目の結果(値)を示す。

(※3)影響度:偏差値50からの差が支部の健診受診率に与える影響を示す。(算出方法の例)A支部の大規模事業所受診率の影響度=(A支部の大規模事業所受診率(指標数値)-全国の大規模事業所受診率(指標数値))×A支部の大規模事業所の健診対象被保険者数/A支部の健診対象被保険者数

(※4)「国保受診率と支部内居住者受診率との差」の影響度の算出方法:(各都道府県の支部内居住者受診率-各都道府県の国保受診率)×各都道府県の支部内居住者健診対象被保険者数/各都道府県の健診対象被保険者数



(取組)

- ① 生活習慣病予防健診が受けられる集団健診を開催。
事業所単位ではなく、個人でも受けられるような、公的機関等で開催。(令和3年度 県内6市町14日開催)
- ② 小規模・中規模事業所の未受診事業所を対象に受診勧奨を実施。
小・中規模事業所(被保険者3~40人以下)に勤務する未受診者及び事業所へ集団健診等DM勧奨(10月1日発送予定)
- ③ 令和4年度の生活習慣病予防健診の一斉案内時に、集団健診開催情報を掲載し案内する予定。
新宮・東牟婁地域の健診機関が少ないため、集団健診開催機関を募集し、掲載する。

健診事業の課題と取組

【事業者健診データ取得】

(令和2年度取得状況)

(課題1) 事業所、対象者の同意を得るのが難しい

(課題2) 健診データ提供作成に協力してくれる健診機関が少ない

現状：37健診機関と契約 (生活習慣病予防健診委託機関 26/60機関)

(課題3) 健診データの不足があり取得ができない

随時血糖検査を実施しているところが多く、3.5時間未満での実施の場合、取得できない。
特定健診として必要な問診票がとられていない。

	取得件数	率
データ提供	10,505	70.6%
紙媒体提供	4,372	29.4%
合計	14,877	100%



(取組)

- ① 事業者健診にかかる同意書および結果データの提供について、外部委託業者による勧奨を実施する。
- ② 同意書が得られた事業所が受診している健診機関にデータ作成協力依頼を実施。

(事業者健診データ提供にかかる同意書取得件数およびデータ取得件数の推移)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度 8月末現在
同意書取得件数	78件	157件	529件	291件	191件
累計	399件	556件	1,085件	1,376件	1,567件
データ取得件数	6,219件	11,478件	12,760件	14,877件	6,167件

事業者健診結果取得に係る新スキームについて①

定期健康診断^(※)及び特定健康診査等の実施に関する国からの通知の概要について

(※)労働安全衛生法に基づく定期健康診断(事業者健診)

1. 定期健康診断と特定健康診査の整合性を図る観点から、以下の内容について取扱い等の変更が示されました。

- 労働安全衛生規則に定める血糖検査の取扱いが以下のとおり変更されています。

	変更前	変更後
空腹時血糖	○	○
随時血糖	○	○ ^(※)
HbA1c(NGSP値)	×	○

○:選択項目(いずれか1つ以上を実施する必要あり) ×:血糖検査とは認めない
^(※)食直後(食事開始時から3.5時間未満)の採血を避けることが必要

- 定期健康診断時に「**服薬歴**」と「**喫煙歴**」も確認することとし、国が問診票のひな形を示しています。

事業者健診取得にあたって、血糖検査や、問診項目の不一致による取得できない事例が多数あり、同通知の浸透を以って取得率向上が期待できる。

2. 健診実施機関から協会けんぽ等、医療保険者への円滑なデータ提供を行う観点から、以下の取組みについて協力依頼が行われています。

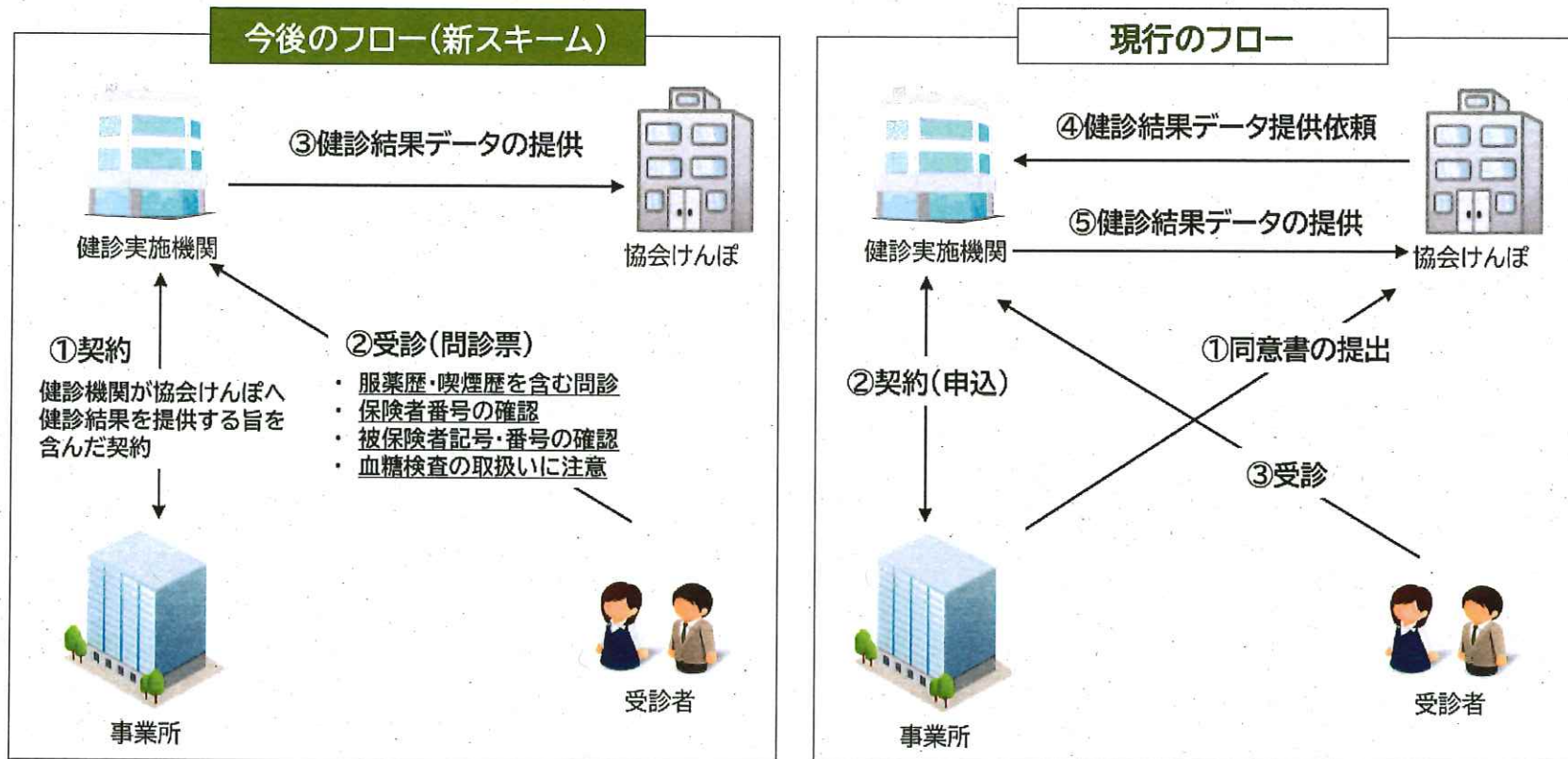
- 医療保険者が事業所の同意書を取得せずとも、健診実施機関から医療保険者に健診結果を直接提供できる条項を盛り込んだ契約を健診実施機関と事業所が締結することの奨励及びその契約書のひな型の提示
- 健診実施機関が医療保険者に提供する健診結果をスムーズに作成するため、必要な保険者番号や記号番号を健診時に取得できるよう、国が示す問診票のひな形に記載欄を設けるとともに、その使用を奨励
- 国が示す問診票を使用できない場合等は、健診受診時に受診者に保険証の現物(写し)を持参させることにより必要な保険者番号や記号番号を把握すること

健診機関と事業所との健診実施契約に際して、保険者へのデータ提供を条文中に盛り込むことで、保険者へ自然とデータが集まることが期待できる。

事業者健診結果取得に係る新スキームについて②

(参考)健診実施機関を通じた保険者への定期健康診断データ提供のフロー

- 新スキームによるデータ提供の実現には一定の時間がかかる見込みのため、当面は現行のフローに基づくデータ提供依頼も並行して実施します。ただし、将来的には新スキームによる提供に移行していく必要があるため、並行して新スキームの浸透も図る必要がある。



協会けんぽとしては、今後更なる受診率向上が見込めることとなるため、健診機関や事業所、又は医師会・経済団体等と連携し、同スキームの浸透を図る必要がある。

オンライン資格確認等の概要①

- 令和元年5月に、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、オンライン資格確認の導入が決まりました。
- オンライン資格確認について
 - オンライン資格確認とは、保険医療機関等がオンラインにてマイナンバーカードもしくは健康保険証の記号番号から被保険者資格の確認をできるようにする仕組みです。
 - 被保険者資格の情報等が管理されるオンライン資格確認等システム（以下「オン資」という。）は、支払基金・国保中央会が各保険者から委託を受けて管理します。
 - 健康保険証の記号番号については、これまでの世帯単位から個人単位にするため、従来の記号番号に枝番を追加し、個人単位の番号とします。
（協会においては被扶養者番号を枝番とし、被保険者は[00]、被扶養者は[01～99]になります。）
- オン資を活用した特定健診データの登録、閲覧
 - 資格情報等と同様に特定健診データの管理等についても支払基金・国保中央会に委託します。これにより、保険者間での特定健診データ等の円滑な引継ぎ(※1)やマイナポータル(※2)で受診者本人が経年の特定健診等の記録を確認できるシステムが構築されます。

(※1)保険者を異動しても経年の健診結果に基づく保健指導が提供できるようになります。
(※2)政府が運営するオンラインサービスであり、別名「情報提供等記録開示システム」とも呼ばれています。
 - 医療機関・薬局における本人の同意を取得した上での、オン資による特定健診データの閲覧についての運用開始は令和3年7月6日となっております。
また、マイナポータルを活用した本人による特定健診に係る情報の閲覧及び保険者間での情報照会等の運用開始については、改めて示されることになっております。

令和2年度 保健指導実績（速報値）について

令和2年度 保健指導実績（速報値）

和歌山支部 特定保健指導実績	令和元年度結果			令和2年度（速報値）			令和3年度
	実施人数 （対象者数）	実施率	順位	目標実施率 （対象者数）	実施率速報値 （実施人数）	順位	目標KPI （実施者数）
全体	2,894人 （13,912人）	20.8%	22位	20.8% （14,313人）	16.8% （2,410人） ↓	23位 ↓	25.5% （4,500人）
被保険者	2,798人 （13,228人）	21.2%	21位	21.2% （13,688人）	16.2% （2,222人） ↓	27位 ↓	25.2% （4,220人）
被扶養者	96人 （684人）	14.0%	16位	14.0% （625人）	30.1% （188人） ↑	3位 ↑	31.0% （280人）

（参考）協会けんぽの特定保健指導について

特定保健指導対象者については、国の基準に基づき、内臓脂肪型肥満のタイプとリスク数で決定します。

1. 被保険者に対する特定保健指導

対象者に対し、支部の保健師・管理栄養士又は外部委託業者が無料で実施しています。

2. 被扶養者に対する特定保健指導

対象者に対し、特定保健指導利用券（協会けんぽからの費用補助あり、動機づけ支援＝8,470円、積極的支援＝25,120円）を発券し、それを活用することで契約健診機関等指導を受けることができます。

費用については、協会けんぽと健診機関の契約単価から協会けんぽの補助額を差し引いた額が自己負担となります。

特定保健指導レベル該当基準（内臓脂肪型肥満のタイプとリスク数でレベルが決定）

1. 内臓脂肪型肥満

腹囲 **A**
男性85cm以上
女性90cm以上

又は

腹囲 **B**
男性85cm未満
女性90cm未満かつ
BMIが25以上

2. 追加リスク

①血糖・・・空腹時血糖100mg/dl以上 又は HbA1c 5.6%以上

②脂質・・・中性脂肪 150mg/dl以上 又は HDLコレステロール 40mg/dl未満

③血圧・・・収縮期血圧130mmHg以上 又は 拡張期血圧 85mmHg以上

④喫煙歴・・・①～③のリスクが1つでもある場合にリスクとして追加

3. 特定保健指導レベル

動機づけ支援
（メタボ予備群）
内臓脂肪型肥満④で
リスクが1つ 又は
⑤でリスクが1～2つ

積極的支援
（メタボ該当）
内臓脂肪型肥満④で
リスクが2つ 又は
⑤でリスクが3つ以上

※65歳以上の方は、積極的支援の対象となった場合でも動機づけ支援とします。また、血圧・血糖・脂質異常で服薬中の方は対象になりません。

保健指導事業の課題と取組

【特定保健指導】

(課題1) 特定保健指導の案内時のキャンセル理由

「多忙・時間がない」「外勤のため不在」「交代勤務のため調整不能」「産業医等で受けた」「必要なし・希望しない」「健康管理は個人の問題」などの理由が聞かれる。
令和2年度になり、コロナの流行により、事業所訪問を断られることが増えてきている。



(取組)

特定保健指導を受けられる機会の拡大

- ① 健診機関で受ける（健診当日、後日来院）
R3年度新たに2機関追加になり、8機関へ委託（うち、5機関健診当日実施可）
- ② 事業所で受ける（事業所へ保健師・管理栄養士を派遣）
保健師4名 管理栄養士3名在籍しており、県内事業所を訪問
- ③ 保険調剤薬局で受ける
R3年度 エバグリーン調剤薬局へ委託（県内8機関：和歌山市内 6ヶ所 岩出市1ヶ所 有田川町1ヶ所で利用可能）
- ④ ICTを活用したオンライン面談で受ける（R2年度より開始）
株式会社Mealthyへ委託 R2年度 107名の方が利用（土日や夜間帯の利用が可能）
- ⑤ 休日開催のイベント（ヘルスアップ相談会）に参加し受ける（R2年度より開催）
特定保健指導（個別面談）の他、歯科検診・ベジチェック測定を無料実施
R3年度 9月12日（日）和歌山市勤労者総合センター 6F文化ホール にて開催 申込14名 参加12名